

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	障害者自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、障害者自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活を営むため、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行っている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none">①障害福祉サービスの申請及びそれに係る事務②障害支援区分認定に係る事務③障害福祉サービスの支給決定に係る事務④障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供および請求情報取込・確認に係る事務⑤精神通院医療の申請受付、進達に係る事務⑥更生医療、育成医療の申請受付、審査、認定通知書および受給者証発行に係る事務⑦更生医療、育成医療の医療費請求額審査に係る事務⑧補装具の申請受付、審査、決定通知書発行等に係る事務⑨補装具給付業者請求内容確認に係る事務⑩地域生活支援事業(日常生活用具)の申請、支給決定に係る事務
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者管理台帳ファイル・障害福祉サービスファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第2項</p> <p>御坊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第37号)第4条(個人番号の利用範囲)第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155の項</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 144,145,146の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	市民福祉部健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2 TEL 0738-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課障害福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2 TEL 0738-23-5645

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	IVリスク分析	—	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和1年8月16日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民福祉部健康福祉課長 栄土 新吾	市民福祉部健康福祉課長	事後	
令和3年8月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第7号 別表第二	②法律の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和6年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-22-4111	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-22-4111	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課障害福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5645	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課障害福祉係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-23-5645	事後	
令和6年9月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 108,109,110の項	②法令上の根拠 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 11,15,20,37,42,75,80,81,125,144,155の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 144,145,146の項	事後	